（別記第５）

くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類に関するかつお・まぐろ漁業の資源管理協定

協定発効日　令和４年４月１日

（目的）

第１条　本協定は、くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成、並びに当該水産資源のかつお・まぐろ漁業を対象とする漁獲量の総量の管理を行う管理区分の漁獲可能量を超えないよう漁獲量の総量の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　くろまぐろ　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）別紙第２－１に定めるくろまぐろ（小型魚）及び別紙２－２に定めるくろまぐろ（大型魚）をいう。

二　その他かつお・まぐろ類　資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）別紙第３－１に定めるめばち（中西部太平洋条約海域）、別紙３－３に定めるかつお（中西部太平洋海域）、別紙３－４に定めるかつお（インド洋海域）、別紙３－５に定めるきはだ（中西部太平洋海域）、別紙３－６に定めるきはだ（大西洋海域）、別紙３－７に定めるきはだ（東部太平洋海域）、別紙３－１１に定めるびんなが（インド洋海域）、別紙３－１２に定めるびんなが（北西太平洋海域）、別紙３－１３に定めるびんなが（南西太平洋海域）、別紙３－１４に定めるびんなが（北東太平洋海域）、別紙３－１５に定めるめかじき（インド洋海域）、別紙３－１６に定めるめかじき（北西太平洋海域）、別紙３－１７に定めるめばち（インド洋海域）、別紙３－２１に定めるよしきりざめ（北西太平洋海域）をいう。

三　かつお・まぐろ漁業　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第５号）第２条第 12 号に掲げるかつお・まぐろ漁業をいう。

四　操業　くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

五　かつお船　かつお・まぐろ漁業の許可を有する船舶のうち、釣りによる操業の許可を有する船舶をいう。

六　まぐろ船　かつお・まぐろ漁業の許可を有する船舶のうち、浮きはえ縄による操業の許可を有する船舶をいう。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第３条　本協定の対象となる水域は、中西部太平洋条約海域とする。また、150 トン以上の船舶においては東部太平洋、インド洋海域、大西洋海域も本協定の対象とする。

２　本協定の対象となる水産資源の種類は、くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類とする。

３　本協定の対象となる漁業の種類は、かつお・まぐろ漁業とする。

（資源管理の目標）

第４条　本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第２－１、第２－２、第３－１、第３－３、第３－５、第３－６、第３－７、第３－１１、第３－１２、第３－１３、第３－１４、第３－１５、第３－１６、第３－１７、第３－２１に定める目標とする。

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）
第５条　前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
一　くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量は、かつお船のみ漁獲可能とし、まぐろ船は漁獲をしないこととする。
二　参加者によるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計が、くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業管理区分に配分された漁獲可能量の６割に到達した段階で、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計が、くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業管理区分のうち漁獲量の総量の管理を行う区分の７割に到達した段階で、急激な漁獲の積み上がりを回避するべく漁場移動等を講じる勧告の通知を行う。
三　参加者によるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計が、くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業管理区分に配分された漁獲可能量の８割に到達した段階で、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計が、くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業管理区分のうち漁獲量の総量の管理を行う区分の８割に到達した段階で、それぞれ到達した日の翌日から漁期終了日まで当該管理区分に係る、くろまぐろを対象とする操業を取り止めるものとする。
四　上記二の漁場移動等を講じる勧告が発出された日の翌日以降、漁獲（まぐろ船のみ）及び陸揚げを参加者は原則漁獲（まぐろ船のみ）及び陸揚げ日の翌日までに協定管理委員会へ報告しなくてはならない。
五　かつお船は１年間で１０日以上の入港休漁とする。
六　まぐろ船は１年間で２０日以上の入港休漁、操業形態の異なるまぐろ船は航海日数の３％以上の入港休漁とする。
七　一号から四号までのくろまぐろの漁獲量上限の遵守に関する取組については、強度の資源管理措置として取り組むものとする。

（取組の履行確認に関する事項）
第６条　前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
３　第１項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
４　第１項の履行確認においては、前条第一号及び三号の取組については仕切伝票等に基づく法第 30 条の漁獲量の報告を基に、前条第四号及び七号の取組については漁獲成績報告書その他客観的に履行確認可能な証拠を基に、前条第五号及び第六号の取組については法第 52 条第２項の衛星船位測定送信機等の電子機器による報告及び在港状況を証明できる書類等で確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）
第７条　全ての参加者は、法第 30 条第１項、第 52 条第１項（第 58 条において準用する場合を含む。）及び第 90 条第１項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。
２　全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）
第８条　第５条の具体的な取組のくろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
２　前項の規定にかかわらず、くろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針においてくろまぐろ及びその他かつお・まぐろ類又はかつお・まぐろ漁業に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。
３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）
第９条　参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。
２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。
３　第１項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続(本協定が法第 124 条第１項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
４　第１項の調査及び協議の結果並びに前２項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）
第 10 条　第 13 条第１項の協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
２　参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
３　参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）
第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から５年間（令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで）とする。

（議決権及び決議）
第 12 条　本協定の参加者の議決権は、１参加者につき１票を有するものとする。
２　本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
３　次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
一　第９条第４項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認　議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の３分の２
二　本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止　議決権の３分の２
三　本協定の廃止　議決権の５分の４
四　農林水産大臣に対する法第 126 条第３項の規定による必要な措置の求め　全議決権

（協定管理委員会の設置）
第 13 条　本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）を設置する。
２　協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は 15 人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
一　地区別の参加者の代表者
二　本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者
３　協定管理委員会の事務局は、一般社団法人　全国近海かつお・まぐろ漁業協会に設置

するものとする。

（協定管理委員会の機能及び経費の負担）

第 14 条　協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一　資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二　法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三　その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

２　協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

３　協定管理委員会は、第１項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

（その他）

第 15 条　本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附　則

本協定は、令和４年４月１日から施行する。

（本協定の参加者）

別添参加者名簿のとおり。

（以上）